

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則…

…（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…

告示

○建築基準法による一団地の区域…

…（都市整備局市街地建築部建築指導課）…

○都道の供用開始…

…（建設局道路管理部路政課）…

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定…

…（建設局道路管理部監察指導課）…

○パーキング・チケットの発給に伴う手数料の徴収

委託…（警視庁）…

○放置違反金の収納委託…

…（同）…

告示（教）

○技能教育の連携措置に係る科目の指定解除（二

件）…

○技能教育の連携措置に係る科目の指定の変更…

…

規則

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則を公布す
る。

令和七年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十七号

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規

則

東京都景観条例施行規則（平成十九年東京都規則第四十
五号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式（表）中「隣接」を「近接」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都
景観条例施行規則別記第五号様式による用紙で、現に残
存するものは、所要の修正を加え、なお使用することが
できる。

告 示

●東京都告示第百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条
の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
る。

令和七年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

板橋区栄町三十五番二、同番七及び

同番九から同番十八まで

令和七年三月二
十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項
の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月二十四日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一（一）路線名

大久野青梅

二（二）供用開始の区間

西多摩郡日の出町大字大久野字肝
要四千七十一番一地先から青梅市
梅郷一丁目二十四四番一地先ま
で

三（三）供用開始の概要

別図表示のとおり

四（四）供用開始の期日

令和七年四月二十四日

二（一）路線名

奥多摩あきる野

二（二）供用開始の区間

西多摩郡日の出町大字大久野字肝
要四千三百十五番一地先から同所
四千九十二番二地先まで

三（三）供用開始の概要

別図表示のとおり

四（四）供用開始の期日

令和七年四月二十四日

三（一）路線名

青梅日の出

二（二）供用開始の区間

青梅市梅郷一丁目二千三十九番二
地先から同所二千四十四番一地先
まで

三（三）供用開始の概要

別図表示のとおり

四（四）供用開始の期日

令和七年四月二十四日

別図

都道大久野青梅線

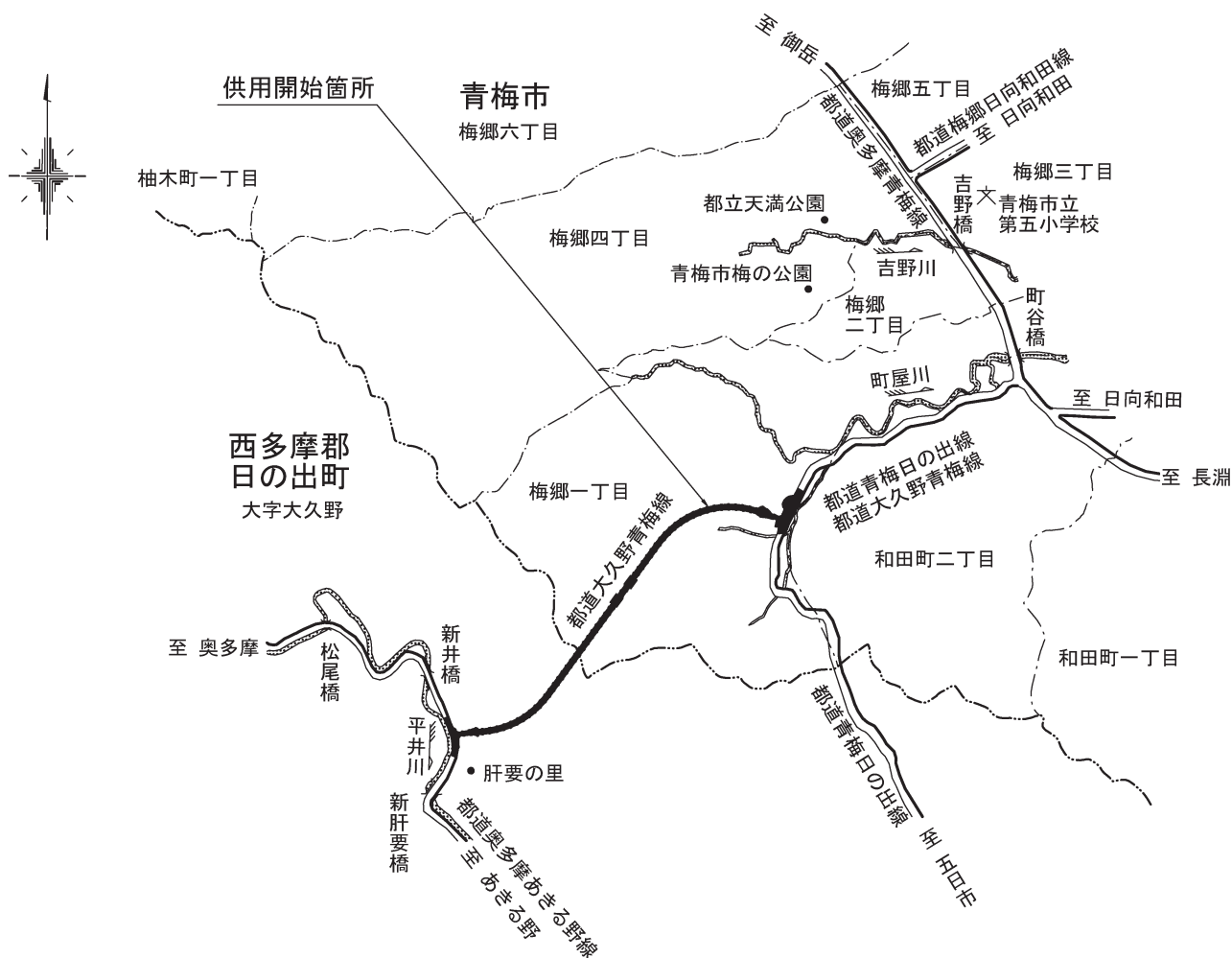
都道奥多摩あきる野線 供用開始略図

都道青梅日の出線

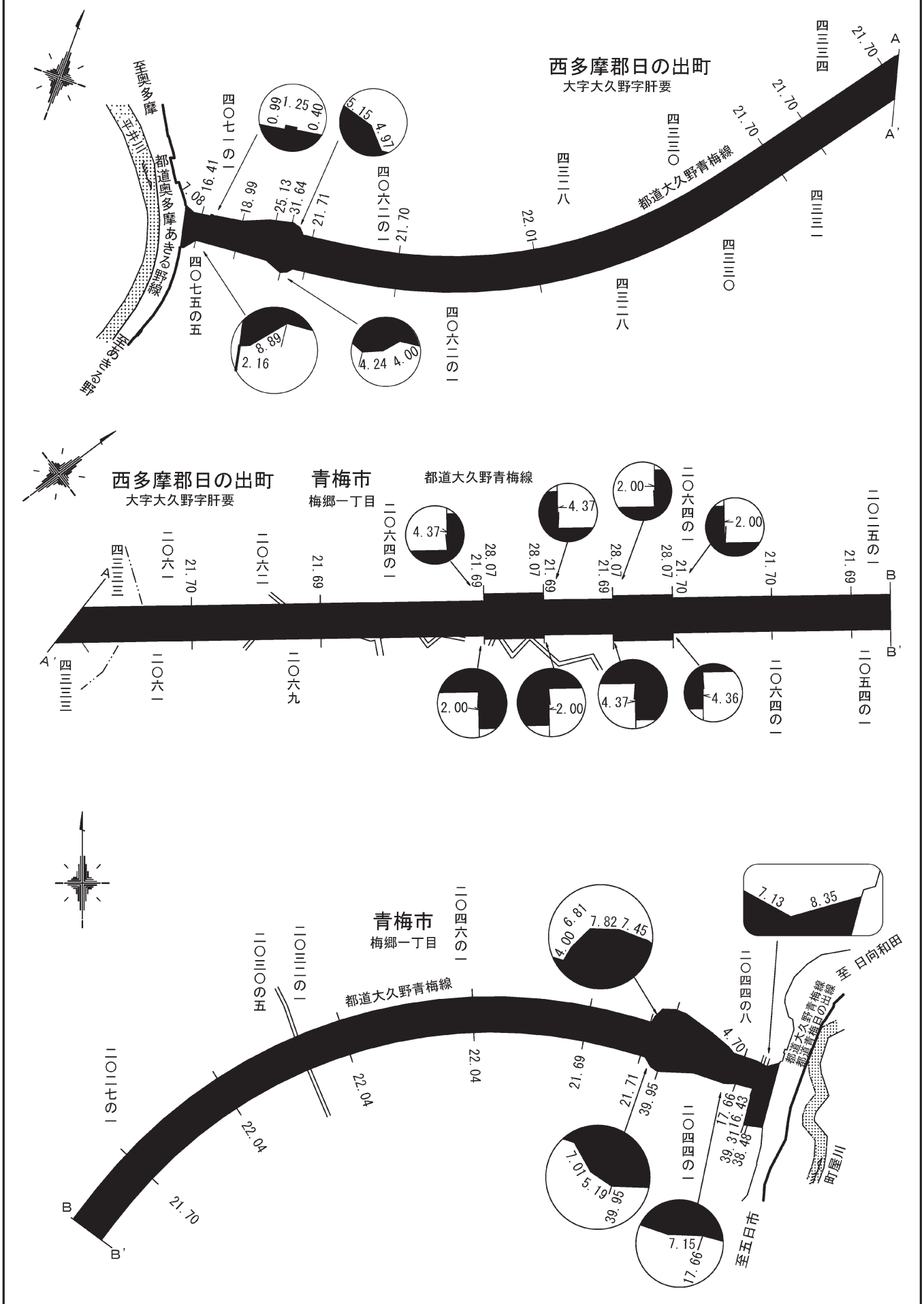
西多摩郡日の出町大字大久野

青梅市梅郷一丁目

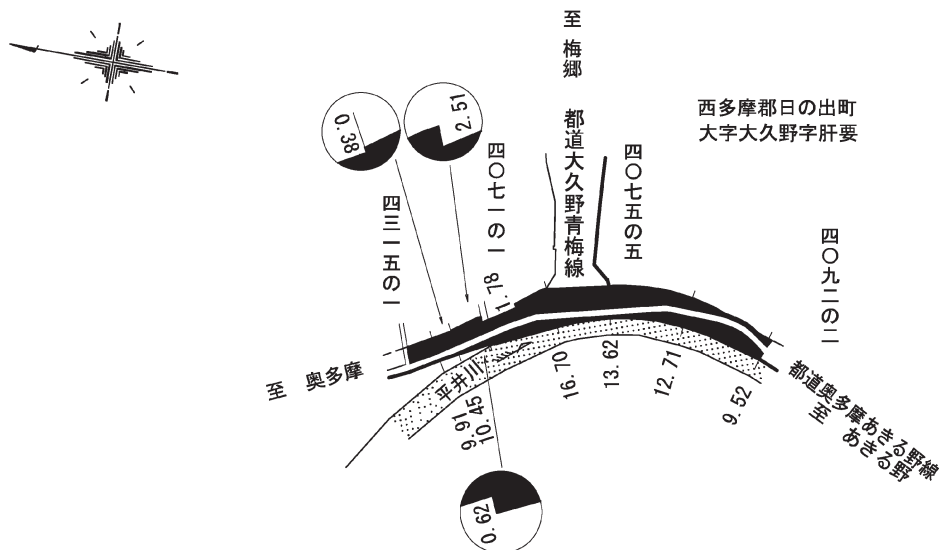
- 都道
市道・町道
供用開始区域
計画線
- (1) 都道大久野青梅線
延長 一、四六八・三八メートル
面積 三三、〇五〇・二五平方メートル
- (2) 都道奥多摩あきる野線
延長 一六一・〇四メートル
面積 一、三八三・七五平方メートル
- (3) 都道青梅日の出線
延長 一八八・六八メートル
面積 三、一八七・一六平方メートル



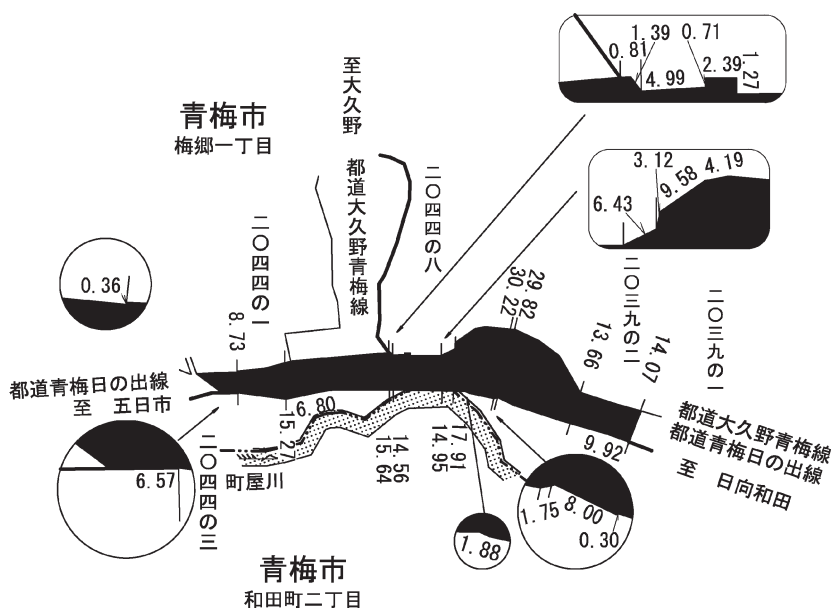
(1) 都道大久野青梅線



(2) 都道奥多摩あきる野線



(3) 都道青梅日の出線



●東京都告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名

大久野青梅

(二) 占用を制限する区間

西多摩郡日の出町大字大久野字肝要四千七十一番一
地先から青梅市梅郷一丁目二千四百四十四番一地先まで
(三) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日
より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを
除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

(四) 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

(五) 占用の制限の開始の期日

令和七年四月二十五日

二(一) 路線名

奥多摩あきる野

(二) 占用を制限する区間

西多摩郡日の出町大字大久野字肝要四千三百十五番一
地先から同所四千九十二番二地先まで
(三) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日
より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを
除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

(四) 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

(五) 占用の制限の開始の期日

令和七年四月二十五日

三(一) 路線名

青梅日の出

(二) 占用を制限する区間

青梅市梅郷一丁目二千三十九番二地先から同所二千
四十四番一地先まで
(三) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日
より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを
除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

(四) 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

(五) 占用の制限の開始の期日

令和七年四月二十五日

●東京都告示第五百六十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

名 称 所在地

タイムズ24株式会社 品川区西五反田二丁目二十番四号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第五百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

指定公金事務取扱者の名称及び所在地
指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容
指定日及び委託日

PayPay株式会社
PayPayによる道路交通法（昭和三十一年法律第一百五号）第五十一条の四に規定する放置違反金の収納

告 示（教）

●東京都教育委員会告示第十八号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第三項の規定に基づき、町田みのり高等部の連携措置に係る科目について令和七年三月三十一日付けで次のとおり指定の解除をしたので告示する。

令和七年四月二十四日

東京都教育委員会

指定の解除をした連携措置に係る科目
指定の解除をした連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

経済活動と法
マーケティング
経済活動と法
マーケティング

●東京都教育委員会告示第十九号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第三項の規定に基づき、日野工業高等学校の連携措置に係る科目について令和七年三月三十一日付けで次の

とおり指定の解除をしたので告示する。

令和七年四月二十四日

東京都教育委員会

指定の解除をした連携措置に係る科目
指定の解除をした連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

機械系機械加工科

情報技術基礎

NC加工概論

材料力学

金属加工系塑性加工科

情報技術基礎

材料力学

第一種自動車系自動車製造科

情報技術基礎

材料力学

電気・電子系製造設備科

情報技術基礎

情報技術基礎

●東京都教育委員会告示第二十号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第三項の規定に基づき、日野工業高等学校の連携措置に係る科目について令和七年四月一日付けで次のとおり指定の変更をしたので告示する。

令和七年四月二十四日

東京都教育委員会

連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の変更

変更前

変更後

連携措置に係る科目
連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

機械系機械加工科

創作実習 課題研究

金属加工系塑性加工科

創作実習 課題研究

第一種自動車系自動車製造科
第一種自動車系自動車製造科

創作実習 課題研究

電気・電子系製造設備科

創作実習 課題研究

電気・電子系製造設備科
課題研究

課題研究

機械系機械加工科
課題研究

金属加工系塑性加工科
課題研究

課題研究

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

